

副食費の取扱いについて  
(2号認定子ども)

保育管理課

## 副食費の取扱いについて（目次）

- P2～3 【市資料】 副食費における認定こども園の事務について
- P4～5 【国通知文】 幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の  
取扱いの変更について
- P6～7 【国資料 25】 食材費に関する保護者向け説明資料

※以下については、資料 10 と同一のため省略

【国資料】 5 月 30 日時点の FAQ

【国資料 23】 無償化に伴う食材料費の取扱い

副食費における認定こども園（2号認定子ども）の事務について

幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで保育料の一部として保護者の方にご負担いただいていた2号認定子ども（3歳児クラスに進級した子ども）の副食費が、各施設による実費徴収に変更します（3号認定子ども（2歳児クラスまで）については現行のままです）。

また、年収360万円未満相当の世帯の方に対しては、副食費を免除し、公定価格により副食費相当分の加算を行うこととなります。これらの変更に伴い、今後各施設の方に行っていただく事務及びその注意点は次のとおりです。

1 無償化開始前（10月まで）

(1) 2号認定子どもの副食費を決定する。

- ・副食費は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定める（月額4,500円が目安）。（FAQ169）
- ・副食費は施設を通じて均一とし、アレルギー児童への除去食などを個別に徴収することとはしない。（FAQ170）
- ・おやつや牛乳、お茶代は食材料費に含むが、調理員の人件費、厨房設備、光熱水費は含まない。（FAQ174）

(2) 運営規程等を変更する。

(3) 保護者からの同意を得る。

- ・施設は、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、支払を受ける費用に関する事項（＝副食費等）その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。（内閣府令第5条の要約）

2 無償化開始後（10月以降）

(1) 市から発送される副食費免除対象者リストを受け取る。

- ・免除対象者は、年収360万円未満相当の世帯の全ての子供及び全所得階層の第3子以降の子となる。（FAQ165）
- ・税が更正された場合は、原則として更正が分かった翌月から変更することとし、遡及はしない。（FAQ173）

(2) 保護者から副食費を直接徴収する。副食費免除対象者リストに記載されている児童の保護者からは副食費を徴収しない。

- ・児童の欠席や一定期間の休園について、施設の判断で副食費を減免することは妨げない。(FAQ171)
  - ・施設が設定した副食費が4,500円を超えた場合であっても、免除対象者から超えた部分を徴収することはできない。(FAQ180・181)
- (3) 免除対象者分の副食費については、市に対して加算として請求し、加算を受け取る。
- ・加算額は施設における副食費の設定金額に関わらず、月額4,500円とする。(FAQ179)

※FAQ…幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ（5月30日版・抜粋）

内閣府令…特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

以 上

府子本第 219 号  
子保発 0627 第 1 号  
令和元年 6 月 27 日

各都道府県、指定都市、中核市  
子ども・子育て支援新制度担当部局（長） 殿  
民生主管部局（長）

内閣府子ども・子育て本部  
参事官（子ども・子育て支援担当）  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省子ども家庭局保育課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について

幼児教育・保育の無償化については、本年 5 月 17 日に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 7 号）が公布されたが、幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更については、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成 30 年 12 月 28 日関係閣僚合意。以下「方針」という。）において、「幼稚園・保育所等の 3 歳から 5 歳までの子供たちの食材料費については、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収を基本とする」とされたところである。

今般、方針において示された食材料費の取扱いの変更に関して、施設が徴収する 2 号認定子どもの副食費の徴収額の考え方等に関する留意事項を下記のとおり定めたので、各都道府県におかれては、内容について十分御了知の上、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び施設・事業者等に遅滞なく周知を図られたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

### 記

#### 1. 幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更に関する基本的な考え方について

食材料費は、これまでも施設による徴収又は保育料の一部として、保護者の方に御負担いただいていたところである。今般の幼児教育・保育の無償化に伴い、本年 10 月 1 日から、全ての 1 号認定子ども、2 号認定子ども及び 3 号認定子どものうち住民税非課税世帯までの世帯の子どもの保育料が無償化されるが、食材料費については保護者の方に御

負担いただくという考え方を維持し、1号認定子ども及び2号認定子どもについては、主食費及び副食費について施設による徴収を基本とすることとした。

併せて、これまでも国基準で保育料を減免されていた方については、減免を維持するため、公定価格で副食費相当分の加算を行うとともに、その減免措置の対象範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充することとした。

なお、当該加算の対象となる子どもがいる場合には、公定価格の申請において対応する必要があることから、各市町村におかれては、各施設・事業者はその旨が十分周知されるよう、御留意願いたい。

## 2. 2号認定子どもの副食費の徴収額の計算方法について

1. の食材料費の取扱いの変更に伴い、施設が徴収することとなった2号認定子どもの副食費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることになる。

この際、これまで2号認定子どもの副食費については、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯がある。質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであり、今後施設で徴収する額を設定するに当たっても、この月額4,500円を目安とする。

なお、施設が副食費を徴収するに当たっては、主食費等これまでも施設が徴収していた費用と同様に、その用途・額・理由の書面での明示、保護者への説明・同意が必要となる。各市町村におかれては、各施設・事業者はその旨が十分周知されるよう、御留意願いたい。

## 3. 特別食や土曜日・欠席者等がいる場合の徴収額の考え方について

副食費の徴収額は、施設の子どもの通じて均一とする。アレルギー除去食等の特別食を提供する子どもについても、他の子どもと異なる徴収額とする必要は無い。

また、副食費の徴収額は月額を基本とする。ただし、土曜日に恒常的に施設を利用しない者や長期入院のような、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられる。

なお、月途中の退園や入園の場合には、施設型給付費や地域型保育給付費と同様に、日割り計算等の減額調整を行って差し支えない。

## 4. 保護者の方への説明等について

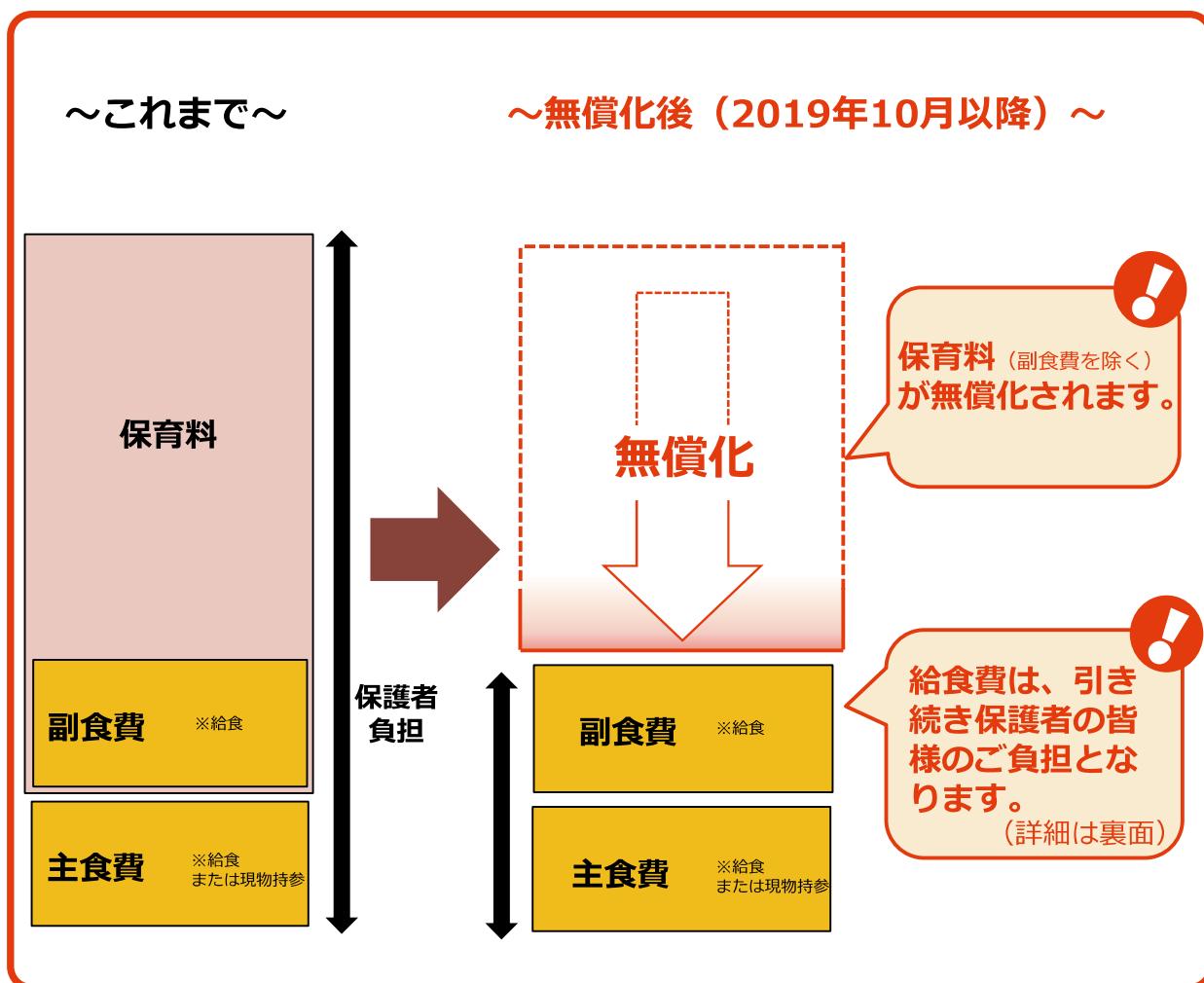
2. においてお示ししたとおり、保育所における2号認定子どもの副食費は、市町村がこれまで保育料の一部として月額4,500円を保護者から徴収してきた経緯があることを踏まえ、各市町村におかれては、施設が副食費を徴収する場合であっても、保護者に対して個別に、今般の幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更の趣旨や、本通知でお示しした取扱いの詳細について、丁寧な説明を行い、相談を積極的に受け付ける等の対応をお願いしたい。

## 10月から、保育料が無償化されます

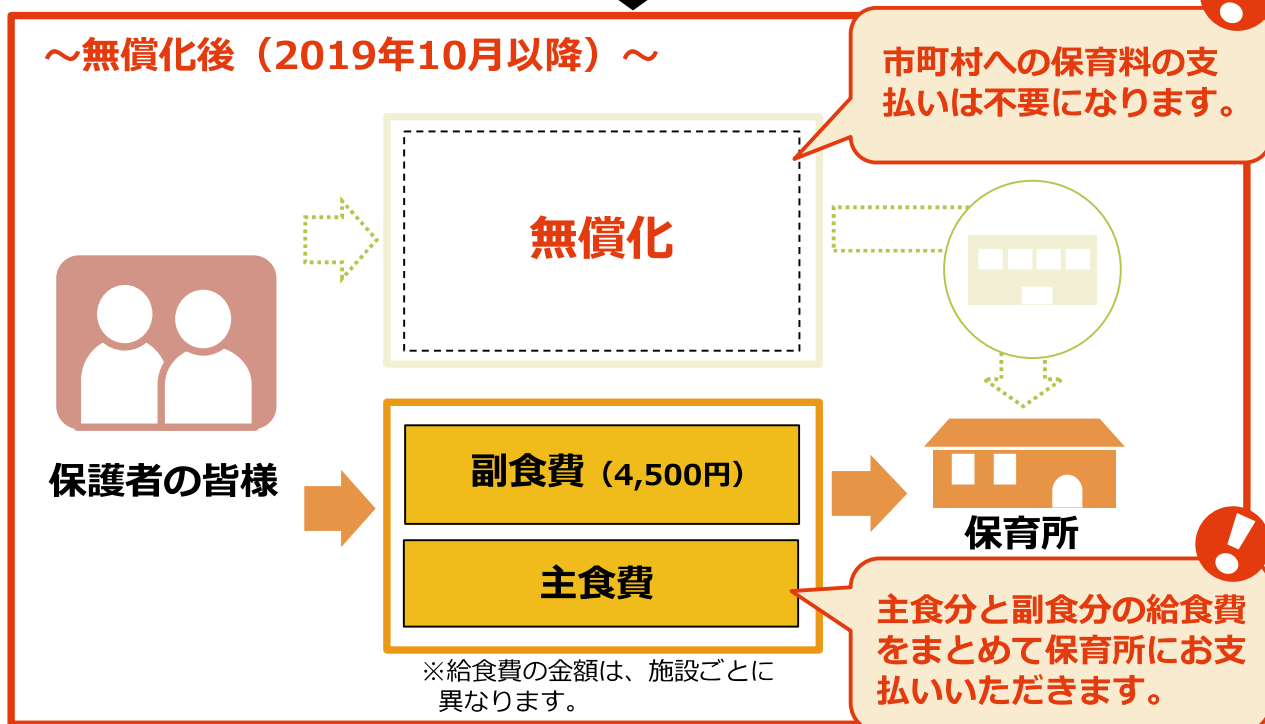
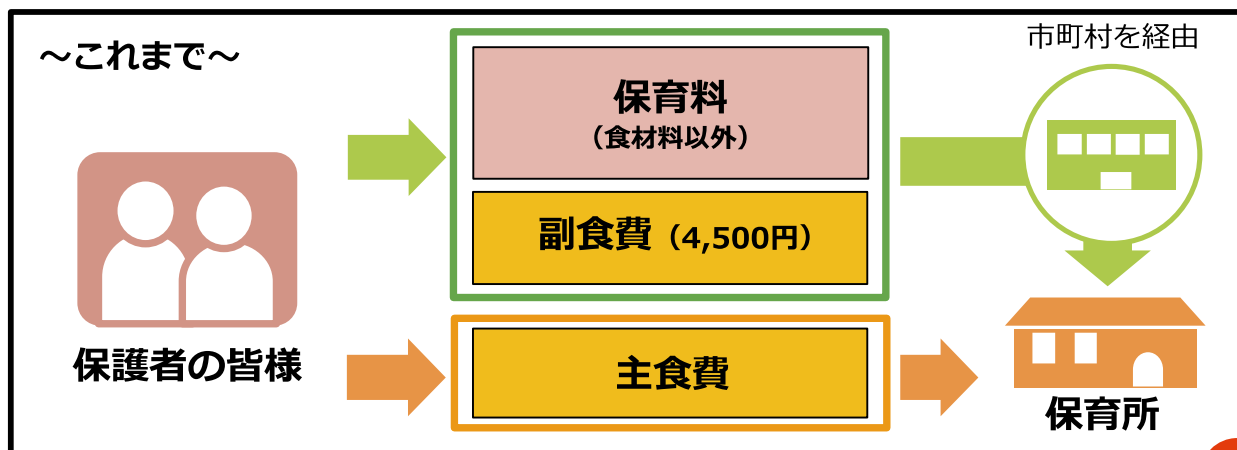
○ 2019年10月から、3～5歳のお子様については**保育料が無償化**されるため、市町村にお支払いいただく必要がなくなります。

○ **保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**

(詳細は裏面をご覧ください。)



- 現在、3～5歳児の給食費分は、
  - ・主食（お米など）分については直接、
  - ・副食（おかず）分については（保育料の一部として）市町村を通じて、保育所にお支払い、または現物を持参していただいております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。ただし、無償化に伴い、**今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**



問い合わせ先:〇〇市 〇〇部 〇〇課  
 TEL:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 MAIL:〇〇〇〇@〇〇